

若手研究者研究開発力強化プロジェクト補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、富山県補助金等交付規則（昭和37年富山県規則第10号。以下「規則」という。）第21条の規定により、若手研究者研究開発力強化プロジェクト補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「県内企業」とは富山県内に主たる事業所、研究機関又は生産拠点等を有する者をいう。

2 「若手研究者」とは、補助金の交付を申請する年の4月1日時点において年齢が満45歳未満の研究者をいう。

(補助金交付の目的)

第3条 この補助金は、県内企業が若手研究者を研究開発代表者として実施する今後の成長分野に関する研究開発の費用の一部を補助することにより、今後の県内薬業界を担う若手研究者の育成、県内企業における医薬品の研究開発力の向上を図り、本県医薬品産業の活性化に寄与することを目的とする。

(補助対象者、補助対象事業、補助率、補助限度額及び補助対象期間)

第4条 補助金の対象者、補助対象事業、補助率、補助限度額及び補助対象期間は別表1に掲げるとおりとする。

(交付の対象経費)

第5条 補助金の交付対象経費については別表2に掲げるとおりとし、知事が必要かつ適切と認めるものについて、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(補助金の交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第3条に規定する補助金交付申請書を知事に、その定める期日までに提出しなければならない。

2 規則第3条に規定する補助金交付申請書及び添付すべき書類の様式は様式第1号のとおりとする。ただし、前年度に補助金の交付を受けた開発研究の継続実施につき、さらに補助金の交付を受けようとする場合における補助金交付申請書は様式第2号によるものとする。

3 事業者は、第1項の補助金の交付の申請をするにあたって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(交付決定の通知等)

第7条 知事は、第6条第1項の補助金交付申請書の提出があったときは、当該補助金交付申請書の内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、申請者に対して通知するものとする。

2 知事は、前項の場合において、必要があるときは、補助金の申請に係る事項につき修正を加え、又は条件を附することができる。

(交付条件)

第8条 規則第5条の規定により補助金の交付に附する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業の内容又は事業費を変更する場合には、補助金変更交付申請書を知事に提出し、知事の承認を受けること。ただし、次条に規定する軽微な変更については、この限りでない。
- (2) 前号に規定する補助金変更交付申請書及び添付すべき書類の様式は様式第3号のとおりとする。ただし、前年度に補助金の交付を受けた開発研究の継続実施につき、補助事業の内容又は補助事業の経費の配分を変更する場合における補助金変更交付申請書は様式第4号によるものとする。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けること。
- (4) 補助事業が予定の期日内に完了しない場合又は当該補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告して、その指示を受けること。
- (5) 補助事業者は、補助事業が完了したのちも補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って、その効果的運用を図らねばならないこと。
- (6) 補助事業者は、知事が公共の利益のために必要があるとして事業成果の発表を要請する場合、その要請に応じなければならないこと。

(軽微な変更)

第9条 前条第1号ただし書の規定による軽微な変更とは、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 開発技術又は開発製品の変更
- (2) 事業主体の変更
- (3) 事業費の20パーセント以上の変更

(変更交付決定の通知等)

第10条 知事は、第8条第1号の補助金変更交付申請書の提出があったときは、当該補助金変更交付申請書の内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付の変更を決定し、申請者に対して通知するものとする。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したとき又は第8条第1項第3号の規定による中止又は廃止の承認を受けたときは、その日から30日を経過した日又は県の会計年度終了の日のいずれか早い日までに、規則第12条に規定する実績報告書を知事に提出しなければならない。

2 規則第12条に規定する実績報告書及び添付すべき書類の様式は様式第5号のとおりとする。

る。

- 3 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合は、消費税及び特別消費税に係る仕入控除額報告書（様式第6号）により知事に報告しなければならない。

（補助金の額の確定）

第12条 知事は、前条の規定により提出された申請書等の書類を審査し、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

- 2 知事は、前項の規定により交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える補助金の返還を命ずるものとする。

（補助金の支払）

第13条 知事は、前条の規定により交付すべき補助金の額が確定した後に、補助金を支払うものとする。ただし、必要があると認められるときは、概算払をすることができるものとする。

（経過報告）

第14条 補助事業者は、補助事業の完了した日の属する県の会計年度の終了後4年間、毎会計年度終了後30日以内に当該補助事業に係る製品化や事業化の状況、知的所有権の取得状況等について、様式第7号による経過報告書を知事に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の報告をした場合、その証拠となる書類を当該報告に係る会計年度の終了後3年間保存しなければならない。

（補助金の経理）

第15条 補助事業者は、補助事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整備し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和6年4月1日から適用する。

別表1 (第4条関連)

補助対象者	補助対象事業	補助限度額	補助率	補助対象期間
県内企業	若手研究者を研究開発代表者として実施する、今後の成長分野に関する研究開発 ・新規モダリティー（抗体、組換えタンパク、核酸 等） ・アンメットメディカルニーズを充足する医薬品 ・新たな発想や手法等に基づく新規性の高い技術（連続生産 [※] 等）を活用した医薬品 ・新たな発想や手法等に基づく新規性の高い医薬品（新投与経路、新剤形、新処方等）	5,000,000 円	1 / 2 以内	2 年間以内

※ 製造プロセスが稼働している期間中、連続的に原料又はそれらの混合物を製造工程内に供給し、生産物を継続的に生産する方法

別表 2 (第 5 条関連)

対象経費	
消耗品費	<p>原材料、試薬、実験用動物、分析機器等の経費であって、単価（税込）が 10 万円未満または耐用年数が 1 年未満のもの。</p> <p>ただし、過剰な数量の発注など事業用として相応しくないと判断される場合は経費として認めない。</p>
通信運搬費	<p>試料・試作品等を送付・運搬する経費であって、他の業務と混用されない経費。</p> <p>ただし、研究設備などの移動に関する費用やネットの保守料などは対象外とする。</p>
設備備品費	<p>設備備品（耐用年数が 1 年以上で、税込単価が 10 万円以上のもの）の購入に必要な経費。</p>
改造修繕費	<p>改造、修繕に必要な経費。</p>
使用料	<p>機械装置のリースまたはレンタル料、外部機関の施設利用料。</p>
外注委託費	<p>外部機関へ加工や分析試験等を依頼した場合の支払に要する経費。</p>
専門家相談費	<p>事業に関する専門的な知識を有する研究者・技術者への技術指導、助言に対する謝金。</p> <p>独立行政法人医薬品医療機器総合機構（PMDA）への相談費用。</p> <p>弁護士・弁理士等への相談費用。</p>
旅費	<p>国内外旅行の旅費、滞在費及び交通費であって、事業者の旅費規程等により算定された経費。</p>
負担金	<p>事業に関する専門的な知識を得るために参加する研修会や学会への参加費用。</p> <p>事業に関する技術習得等のための大学等高等教育機関への派遣にかかる経費。（交通費、滞在費除く）</p>
書籍購入費	<p>事業に関する専門的な知識を得るために購入する書籍、論文複写料</p>
共同研究費	<p>グループを構成する大学等の高等教育機関又は公的試験研究機関との間で個別に締結した共同研究契約に基づく共同研究に要する経費。（一般管理費及び間接経費を除く。）</p>
その他	<p>上記のほか、知事が特に必要と認める経費。</p>

※対象外経費

汎用性の高い事務用品（パソコン、プリンター、印刷紙、筆記用具等）、据付・工事に係る経費